

- 方法の指導助言、教員の役割分担や校内体制づくりなど数日間対応する仕組みである。
- ②緊急事態は突発的に発生するため、一定数の従事可能な職員を確保するため、随時研修を行っている。
 - ③激甚災害では緊急事態が同時多発的に発生するため、この研修参加者がそれぞれの場
所で対応すれば、子どものメンタルヘルスへの緊急対応が可能となる。

7. 孤児調査マニュアル作成(避難所における要養護児童調査のために)

①事前準備

(ア) 学校との情報共有協定

各児相または各都道府県は、管轄各市町村の教育委員会（学校）と、激甚災害時の遺児・孤児等要保護児童生徒情報や、震災以前から要保護児童対策地域協議会管理台帳で管理していた児童等に関する情報共有に関する協定を結ぶ等、事前に情報共有の了解を得ておく。

なお全児童生徒分を共有する必要はなく、行方不明等共有の必要性がある情報でも可能とする。その場合、事情によっては「児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童の通告」という方法も可能とする。

(イ) 市町村との情報共有協定

各児相または各都道府県は、管轄市町村と激甚災害時の情報共有について同意を得ておく。特に、①要保護児童を発見した場合の早急な連絡、②避難所情報の提供、などについては必ず明記しておく。

(ウ) 避難所情報の確認

激甚災害に備えて各市町村や都道府県ではハザードマップ（被災想定図）の策定が進んでいるが、それらが作成されたら必ずその情報を都道府県の児童福祉担当部署（以下「本庁」とする）や管轄児相に届けることを制度化する。それには以下のような情報が網羅されていることが必要である。①学校や公民館など避難所として設置が予定されている施設名、②その住所、③収容定員（想定収容人数）、④管理責任者名、⑤地図

児相では①～⑤を 1 つにまとめて管轄市町村ごとに保管し、年 1 回は情報の更新を図る。最低限児相側から更新の有無を確認する。

(エ) 避難所向けポスターの事前作成

別紙の避難所向けのポスターを事前に作成し、各市町村で保管しておく。ポスターの内容は、①遺児（保護者の死亡した児童）、孤児（両親が亡くなった児童）、保護者が行方不明や保護者とはぐれた児童（以下「要保護児童」とする）の定義、②見つけた、気づいた場合の連絡先、③提供できる支援の内容、などを含むものとする。

②間接調査

災害が発生し、大量の人々が避難所での生活を始めたら、児相は要保護児童の発見、保

護が必要になる。しかし広い管轄地域を抱え、交通手段や通信手段も途絶している状況で、児相職員自身でその発見を行うことは不可能である。

そのため、市町村職員やボランティア、避難所の責任者等に必要な調査・広報項目を伝達し、間接的な調査の実施を直ちに始める必要がある。その場合、各市町村は避難所に①(エ)で述べたポスターを、避難所開設と同時に直ちに掲示することを周知しておく。

また被災地児相で要保護児童発見活動を開始し、応援児相が到着すれば、できるだけ早い時期に管轄地域の避難所を巡回し、各避難所でポスターが目立つ場所に掲示されていることの確認を行う。

③直接調査

(ア) 必要性

避難所に避難している人たちの中で要保護児童を世話している人や、その存在を知っている人がいないかの調査を、管轄児相職員や応援児相職員、当該市町村職員、ボランティアなどで直接聞いて回る必要がある。なぜなら、避難所等に掲示されていても気付かない方もいるし、ポスターに気付いても要保護児童を誤解している人もいるからである。

(イ) チラシの準備

この場合、児相や市町村では印刷機（コピー機）が壊れていたり、用紙が不足したりする等で大量の印刷ができない場合もあるので、応援児相職員が大量に印刷して持参する。

(ウ) チラシの内容

チラシの内容はポスターと同様とする（厚生労働省でモデルを示すことも必要）。ただ連絡先は各管轄児相となるため、当然その欄は地域に合わせて変更する必要がある。

(エ) 調査の方法

避難所に避難している方々には、下記のような手順で調査を行う。

①首から下げた身分証明書を見せながら自己紹介、②避難所のポスターに気付いたかどうかの確認、③気付いても、気付いていなくても、用意したチラシを手渡し、「もし気付いたら連絡してください」と依頼する、④ご自身が要保護児童の世話をしている方には、できるだけ静かに話ができる場所で詳しく話を伺い、今後の連絡方法を確認する

(オ) 調査回数

避難所は人の入れ替わりがかなり激しいため、できれば最初 3 か月ほどは月 2 回実施する。その後の必要性は、避難所責任者と相談しながら決定する。

<別紙>要保護児童調査のポスター及びチラシ（案）

被災されたみなさまへ

〇〇都道府県

厚生労働省

保護者が行方不明な子ども等の発見・連絡のお願い

このたびは大変な災害にあわれ、心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害により、遺児（保護者が亡くなられた子ども）、孤児（両親が亡くなられた子ども）、保護者と連絡が取れない子ども（以下「要保護児童」とします）が数多く発生している可能性があります。そのような子どもは、早急に発見し保護をする必要があります。また親族の方々や友人・知人の方々に、要保護児童をお世話されている方もいらっしゃるかと思います。

そのため要保護児童を発見した場合は、早急にご連絡ください。また要保護児童を現在お世話され、今後も長期にわたりお世話されることを希望する方には、児相等が責任を持って必要な支援を行いたいと思いますので、下記までご連絡をお願いします。

記

1 目的

災害にあわれ保護者のいない子どもを早期に安全な場所に保護をすると同時に、従前の保護者に代わりお世話をされている方には、必要な支援を行う。

2 対象

遺児（保護者が亡くなられた子ども）、孤児（両親が亡くなられた子ども）、保護者と連絡が取れない子ども

3 支援方法

- (1) 孤児で親族等お世話する方がいない子どもは、里親や児童養護施設、乳児院等で安心した生活が送れるようにします
- (2) 保護者と連絡が取れない等、現在その子どもを世話する大人がいない場合には、保護者の状況が判明するまで児相の一時保護所等安全な場所で生活できるように保護します
- (3) 父親が亡くなられるなどで今後の経済的な心配がある方には、収入によっては児童扶養手当など経済的な支援を行うことが可能です
- (4) 保護者が行方不明等で、成人したきょうだい、祖父母、おじおば等の親族が要保護児童のお世話している場合には、当該児童にかかる費用を支援する「親族里親」の制度があります

4 連絡先

〇〇都道府県〇〇児相

住所：

電話番号：

(注) 電話が繋がらない等で直接に児相に連絡が取れない場合には、市町村役場の児童福祉担当部門の職員にご連絡ください

IX 災害時を想定した研修等

1. 避難所訪問などアウトリーチ型支援の方法に関する研修

今回の震災では、各避難所を巡回しながら要保護児童を探し、発見し保護するといった活動が多く展開された。また、保育士や学校教員等からの連絡や相談を受けて、家庭訪問を行ったり、保育所や学校を訪問巡回し、相談支援を展開したりする場面も多かった。

平常時の児童相談所活動においても、家庭訪問や学校訪問などアウトリーチ型の活動は行っているものの、まったく相談が来ていない中で、避難所などを巡回し「何か相談はないか」とニーズ発見的な形でアウトリーチ型の支援を実施する機会が多いとはいえない。そのため、こうした災害時に多用される「アウトリーチ型支援の方法」に関する研修が平時より必要との声が現場から多くあがっていた。訪問型支援のノウハウを蓄積していると思われる保健師や訪問看護師等と連携しつつ、児相スタッフとしてのアウトリーチ型支援の方法を確立していく必要があるだろう。

2. 被災後の児童相談の特徴理解

震災後の児童相談の傾向や変化として、「虐待やDVが必ずしも多くなかった地域においても、震災後半年1年と経過する中で、親の精神疾患ケースや虐待、DVケースが急増し、対応に慣れていない職員が苦慮した」との意見が多く挙げられた。こうした傾向の背景には、震災によって家や財産や仕事や家族を失った喪失感、月日が経過しても先が見えない不安、復興が進まないことへの苛立ち、再就職がかなわない等自分の生活の再建が思うように進まないことへの不安や怒り等ネガティブな感情が蓄積し、ストレスと緊張が過度に強い中での生活を強いられていることが影響していると考えられる。

そのため、震災前に必ずしも虐待やDVケースが多くない地域においても、虐待やDVケースへの対応・援助のあり方に関する平時からの研修が必要であるとともに、被災後に深刻な児童相談が急増することも想定しておく必要がある。

3. 災害時のマスコミ取材への対応

震災によって親を亡くし孤児や遺児になった子どもの新たな養育者として、里親とくに親族里親の役割が今回大きく注目された。平時は里親委託件数は施設入所数と比して多くない中、東日本大震災時には、ほとんどの震災孤児が里親（親族を含む）に委託されることとなった。里親委託後、マスコミ各社が里親家庭におしかけ、里親や里子にインタビューを迫るといったトラブルが数多く発生した。連日多くのマスコミからの取材攻勢を受け、心身ともに疲弊した多くの里親家庭から児相に対して「マスコミから守ってほしい」「マスコミをとめて欲しい」との要望が寄せられた。災害時の危機管理対応の一つとして、マスコミ対策の方法や体制についても、平時より検討しておく必要があるだろう。

有識者委員会メンバー

区分	氏名	所属
主任研究者	才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授
分担研究者	芝野 松次郎	関西学院大学人間福祉学部 教授
分担研究者	前橋 信和	関西学院大学人間福祉学部 教授
分担研究者	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 専任講師
分担研究者	伊藤 嘉余子	埼玉大学教育学部 准教授
研究協力者	三上 邦彦	岩手県立大学 教授
研究協力者	千葉 喜久也	有明医療大学 教授
研究協力者	安部 計彦	西南学院大学 教授
研究協力者	川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター
研究協力者	池田 昌弘	NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
研究協力者	加藤 曜子	流通科学大学 教授
研究協力者	赤井 兼太	元大阪府中央子ども家庭センター 所長
研究協力者	吉岡 芳一	大阪水上隣保館 乳児院
研究協力者	平田 祐子	関西学院大学大学院 人間福祉研究科

(所属は、平成 24 年 3 月末現在)

平成 23 年度 厚生労働科学研究（特別研究）
災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児相福祉活動に関する研究
（主任研究者 才村 純）

平成 24 年 3 月

連絡先 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1 番 155 号
関西学院大学 才村 純
e-mail jsaimura411@kwansei.ac.jp

